

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十三号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する

規則の一部を改正する規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和三十一年佐賀県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「佐賀県傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する協議会委員」を「佐賀県メデイカルコントロール協議会委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。